



福祉用具の消毒・保管業務委託に関する契約書

株式会社リパティ（以下「甲」という）と社会福祉法人 尾道さつき会（以下「乙」という）は、下記のとおり福祉用具の消毒及び保管に関し業務委託契約を締結する。

（対 象）

第1条 甲は、福祉用具の消毒及び保管業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する福祉用具の範囲は、甲の所有する福祉用具もしくは甲が委託を受けたものであり、その範囲は別添書類（別表Ⅰ、別表Ⅱ）の通りとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、消毒作業に当たっては、乙の作成する「消毒に関する安全衛生管理基準」に準拠して誠実な作業を行うものとする。

（委託福祉用具の受渡し）

第4条 甲より乙へ委託する消毒前の福祉用具及び乙より甲への消毒済みの福祉用具の受渡しは、いずれも乙の福祉用具消毒事業所 ワークスさつき（尾道市美ノ郷町本郷字新本郷1番142）とする。

（責任の所在および検査）

第5条 用具の受渡し前に生じた破損、滅失、変質その他一切の損害は、甲の負担とし、受渡し後に生じた用具の損害は、甲の責に帰すべき場合を除き乙の負担とする。但しその破損等の発生時期が受渡しの前後かどうか不明な場合は、その都度甲乙双方誠意を持って協議し、早急に解決するものとする。

2 乙は、受託用具の一次消毒終了後直ちにその検査を行い、破損等が発見された場合は、速やかに甲に連絡をし、その処置に関する指示を仰ぐものとする。

また、乙は消毒後の梱包作業時に目視検査を行い、甲への受渡し前の破損等の発見に努めるものとする。

（業務受託料金）

第6条 乙が実施する消毒作業の受託料金は、別添書類（別表Ⅰ）の通りとする。但し経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由が生じた時は、甲乙協議の上、改訂することができる。

（納品計上日）

第7条 乙から甲への消毒済み福祉用具の納品計上日は、乙の消毒作業終了後、乙より甲へ引渡しのあった年月日とする。

(支払条件)

第8条 甲から乙への支払方法は、月末締め翌月25日払いとし、乙の指定する口座振込みとする。

(契約期間)

第9条 この契約期間は、平成27年11月1日より平成28年10月31日までとする。

ただし、契約満了1ヶ月前までに甲また乙より別段の意思表示がない場合は、更に、同一条件で1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

(契約の解除)

第10条 甲および乙が次の各号に該当する場合は、この契約を解除できる。

- (1) 乙の作業が著しく誠意を欠くか、または甲にとって著しく不都合な行為があった場合。
- (2) 甲または乙が、この契約に定める条項に違反した場合。

(解約条項)

第11条 甲または乙のいずれか一方が、この契約を解除しようとする時は、3ヵ月前までにそれぞれ相手側に文書でもって通告するものとする。

(協議事項)

第12条 この契約に定めのない事項あるいは本契約の履行について疑義を生じた場合、甲および乙は、誠意を持って協議し解決に努めるものとする。

(添付資料)

- [別表Ⅰ] 消毒対象福祉用具および消毒料金 3葉
[別表Ⅱ] メンテナンス（修理）価格表 2葉
[別表Ⅲ] 用具コード別マットレス商品一覧表 4葉

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名捺印の上、それぞれ各一通を保有するものとする。

平成27年11月1日

甲

乙

広島市西区商工センター四丁目15番17号
株式会社 リバティ
代表取締役 深川美恵子

尾道市久保町1786番地
社会福祉法人 尾道さつき会
理事長 平石 朗

